

## インフルエンザの出席停止期間をお知らせします。

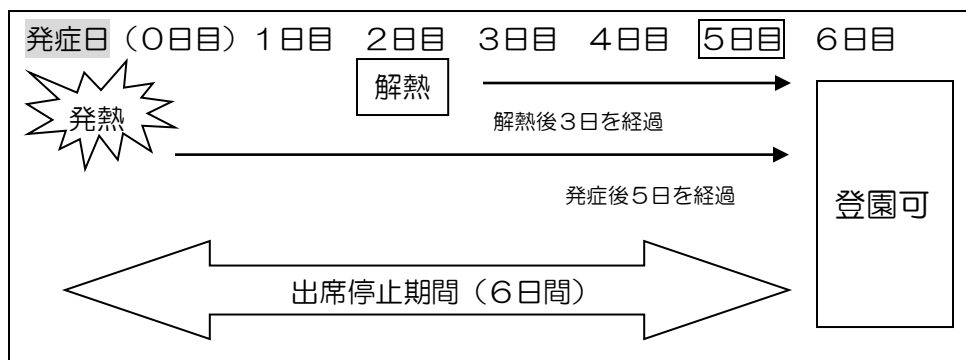
『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで』（幼児）

（学校保健安全法施行規則 改定 H24. 4. 1）

### 出席停止期間の例

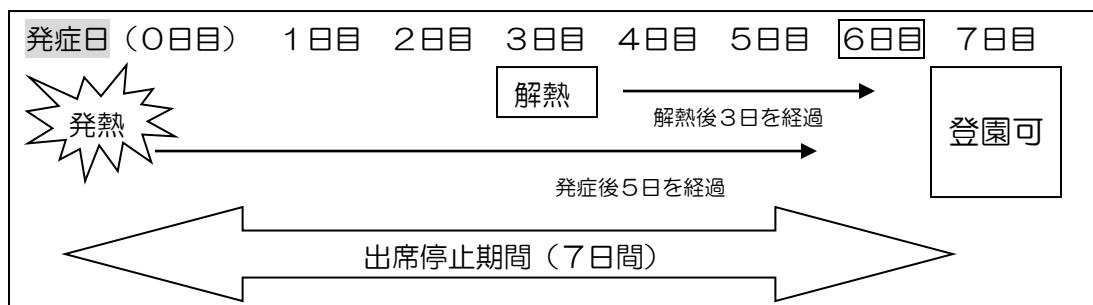
発症した日＝発熱した日、発熱した日を0日目とし、翌日から5日間を数えます。  
その上で、解熱した翌日から3日間経過していないと登園できません。

#### ●A君の場合（発症後2日目に解熱した場合）



※解熱して3日を経過しても、発症から5日を経過していないと登園できない。

#### ●Bさんの場合（発症後3日目に解熱した場合）



※発症後5日を経過していても、解熱後3日を経過していないと登園できない。

★出席停止期間については、かかりつけの医師とよく相談し指示に従ってください。

★出席停止は、欠席日数には含まれませんので、ご安心ください。